

三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とし、カード使用者として登録されている皆様が被保険者（保険の補償を受けられる方）として保険契約を締結しております。このご案内は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読ください。

目次

1 保険金額一覧	2
2 補償内容の概要	3
3 東京海上日動海外総合サポートデスクについて	9
4 保険金の請求について	12
5 Q & A	13

保険の内容について

東京海上日動火災保険株式会社所定の保険約款および特約によるものです。

保険（補償）内容は予告なく変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社

〈取扱代理店〉 エスティ保険サービス株式会社

エスティ保険
サービス（株）

 **0120-515455**

受付時間／ 9：00 ～ 17：00（土・日・祝日・年末年始は休み）

お問合せ先

カードに付帯している保険の種類、補償額等概要に関しては

三菱UFJニコス
ゴールドデスク

 **0120-722720**

受付時間／ 9：00 ～ 17：00（無休・年末年始は休み）

事故のご報告

東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスク

 **0120-789707**（24時間年中無休）

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。

1 保険金額一覧

(1) 海外旅行傷害保険

補償期間…カード入会日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国した翌日から90日まで。(出国日当日も補償されます。)

自動付帯

補償内容	保険金額 (本人会員)
傷害による死亡・後遺障害	最高5,000万円
傷害による治療費用	300万円限度
疾病による治療費用	300万円限度
賠償責任	5,000万円限度
携行品損害 (免責金額3,000円)	1 旅行につき 50万円限度 年間 100万円限度
救援者費用	500万円限度

(2) 海外渡航便遅延等費用に関する補償

海外旅行傷害保険の補償期間内である場合のみ適用いたします。

自動付帯

補償内容		保険金額 (本人会員)
乗継遅延費用* 出航遅延費用*	宿泊施設の客室料	定額3万円
	交通費・渡航先での各種サービス取消料	定額1万円
	食事代	定額5,000円
受託手荷物遅延費用		定額3万円

※1回の事故について、保険の対象となる方が上記補償内容に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

(3) 国内旅行傷害保険

自動付帯
利用付帯

補償内容	保険金額 (本人会員)	
①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故	傷害による死亡・後遺障害	最高1,000万円
②旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故	利用付帯*	最高5,000万円
③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	入院*	日額5,000円
	通院*	日額2,000円

※①～③について、それぞれ利用代金を事前に本カードでお支払いいただいた場合。

(4) 国内渡航便遅延等費用に関する補償

事前に搭乗する航空便や参加する募集型企画旅行の費用を本カードでお支払いいただいた場合のみ適用いたします。

利用付帯

補償内容	保険金額 (本人会員)
乗継遅延費用	2万円限度
出航遅延費用	1万円限度
受託手荷物遅延費用	1万円限度
受託手荷物紛失費用	2万円限度

(5) ショッピング保険

国内・海外の利用を問わず、本カードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

利用付帯

保険金額 (本人会員)	補償期間	免責金額
300万円 (年間限度額)	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき3,000円

2 補償内容の概要

1. 海外旅行傷害保険

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険（株）所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス（P.1に記載）までお問い合わせください。

重要 補償期間とは

海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、1回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて90日間です。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	傷害死亡 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。 注 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故によるケガ。 ・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、不妊症によるケガ。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚初見のないもの。 ・補償期間開始前、終了後に発生したケガ。
	傷害後遺障害 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 注 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ活動中のケガ。 など
	治療費用 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。	1回のケガ、病気につき、下記の費用で実際に支出した治療費等のうち、東京海上日動火災保険（株）が社会通念上妥当と認めた金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のために必要となったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚所見のないもの。 ・妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症。 ・歯科疾病。 ・補償期間開始前に発病した病気（既往症）。 ・アイゼン・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、高山病。 ・日本国外においてカイロプラクティック、鍼または灸の施術者による治療を必要とした場合に支出した費用。 ・レーシック手術。 など
疾病	治療費用 ①補償期間開始後に発病した病気により、補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限りします。） ②補償期間中に感染した特定の感染症により、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。また、保険の対象となる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。		

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任	補償期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・レンタル会社より保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害（ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動火災保険（株）の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 注 賠償金額の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険（株）の承認を必要とします。	たとえば ・保険の対象となる方の故意。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・汚染物質に起因する賠償責任。 ・罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する賠償責任。 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任。 ・親族に対する賠償責任。 ・船舶（ヨット、水上オートバイを除きます。）・車両（レンタカーを含みます。なお、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等を除きます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ・受託品に関する賠償責任。 など
携行品損害	補償期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 注 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品（この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。）をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。	1回の事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、損害額をお支払いします。（損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い方をいいます。） ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については、1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、補償期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 注1 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は自己負担していただきます。 注2 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。 損害額－3,000円（免責金額）	たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊を除きます。） ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による損害。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・保険の対象となるものが通常有する性質や性能の欠如、または自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ・携行品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。） ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ・ウィンドサーフィン・サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具又はその付属品の損害。 ・アイゼン・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じた用具の損害。 など
救済者費用	①補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。） ②補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや補償期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で補償期間中に死亡された場合 ④補償期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤補償期間中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 など	保険の対象となる方および親族（6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族をいいます。）の方が実際に支出した下記の費用で東京海上日動火災保険（株）が社会通念上妥当と認めた費用を補償期間を通じて、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きします。） ⑥遺体処理費用（100万円まで）	たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんかや自殺（死亡された場合を除きます。）、犯罪行為を行うこと。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚初見のないもの。 ・妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症による入院。 ・歯科疾病による入院。 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。 など

2. 海外渡航便遅延等費用に関する補償

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険（株）所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス（P.1に記載）までお問い合わせください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合												
乗継遅延費用	保険の対象となる方が航空便を乗り継ぐ場合において、到着便*1の遅延によって、出発便*2に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から6時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかった場合に、1回の到着便の遅延につき、出発便の代替便が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、交通費*3 食事代金および渡航先での各種サービス取消料をお支払いします。 * 1 乗継地点へ到着する保険の対象となる方の搭乗した航空便をいいます。 * 2 乗継地点から出発する保険の対象となる方の搭乗する予定だった航空便をいいます * 3 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。	1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 <table><tr><td></td><td>保険の対象となる方が負担した費用</td><td>お支払額</td></tr><tr><td>a</td><td>宿泊施設の客室料</td><td>3万円</td></tr><tr><td>b</td><td>交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料</td><td>1万円</td></tr><tr><td>c</td><td>食事代</td><td>5,000円</td></tr></table> 注1 渡航先での各種サービス取消料等を除き、出航遅延費用の場合は出発地（着陸地変更の場合はその着陸地）、乗継遅延費用の場合は乗継地において負担した費用に限りです。 注2 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。		保険の対象となる方が負担した費用	お支払額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	たとえば ①保険の対象となる方や保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反。 ②戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ③地震、噴火またはこれらによる津波。 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。 ⑤ ②～④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。 など
	保険の対象となる方が負担した費用	お支払額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													
出航遅延費用	保険の対象となる方が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から6時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休またはその航空会社の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が生じ、出航予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空便を利用できない場合に、1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、その航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、交通費*3、食事代金および渡航先での各種サービス取消料をお支払いします。														
受託手荷物遅延費用	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空便が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、受託手荷物*4を受け取れなかったために、衣類、生活必需品購入費用、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費を負担した場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空便が、乗継地または目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物を受け取れなかったために、衣類、生活必需品購入費用、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費を負担した場合 * 4 航空便の搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。	1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。 注 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。													

3. 国内旅行傷害保険（一部利用付帯）

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険（株）所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス（P.1に記載）までお問い合わせください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死亡・後遺障害 補償期間中に、保険の対象となる方が以下に該当した場合 ①「公共交通乗用具搭乗中の傷害」 公共交通乗用具 ^{*1} に乘客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合 ②「旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害」 宿泊施設に宿泊中に火災、破裂、爆発によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合 ③「宿泊を伴う募集型企画旅行 ^{*2} 参加中の傷害」 宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に偶然な事故によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合	左記の①～③によりその傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または、身体に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。 (1) 死亡された場合 傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。 注 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。 (2) 後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 注 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故によるケガ。 ・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ。 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚初見のないもの。 ・補償期間開始前、終了後に発生したケガ。 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ活動中のケガ。 ・地震、噴火またはこれらによる津波。 など
	入院 補償期間中に、保険の対象となる方が、日本国内で生じた上記①～③の急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、医師の指示に基づき入院、通院、または手術された場合。 注 ただし、事故日を含め事故後6日間を超えて7日目に入院もしくは通院の状態にある場合に限り1日目から保険金が支払われます。	入院保険金日額×入院日数をお支払いします。 注 事故の日からその日を含めて180日を限度とします。	
	手術	ケガの治療のために手術を受けられた場合に、入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍をお支払いします。 注 1事故につき、事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
	通院	通院保険金日額×通院日数をお支払いします。 注1 90日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 注2 入院保険金が支払われる期間中は、通院に対する保険金はお支払いしません。	

* 1 公共交通乗用具とは……………

対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合を除きますのでご注意ください。

- ・「運賃」の概念に該当しない決済（例、空港利用税のみの決済等）
- ・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例、乗り放題きっぷ等）
- ・「当該旅行」のためではない決済（例、通勤用定期券等）

* 2 募集型企画旅行とは……………

旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

4. 国内渡航便遅延等費用に関する補償（利用付帯）

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険（株）所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス（P.1に記載）までお問い合わせください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内渡航便遅延等費用	乗継遅延費用	保険の対象となる方が航空便を乗り継ぐ場合において、到着便* ¹ の遅延によって、出発便* ² に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかった場合に、1回の到着便の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度として、出発便の代替便が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料および食事代金をお支払いします。 * 1 乗継地点へ到着する保険の対象となる方の搭乗した航空便をいいます。 * 2 乗継地点から出発する保険の対象となる方の搭乗する予定だった航空便をいいます。	たとえば ① 保険の対象となる方や保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反。 ② 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波。 ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。 ⑤ ②～④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。 など
	出航遅延費用	保険の対象となる方が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休またはその航空会社の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できない場合に、1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について出航遅延費用保険金額を限度として、その航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	
	受託手荷物遅延費用	保険の対象となる方が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、受託手荷物* ³ が予定していた目的地に運搬されなかったために、予定していた目的地において費用を負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の受託手荷物の遅延につき受託手荷物遅延費用保険金額を限度としてお支払いします。 * 3 航空便の搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。	
	受託手荷物紛失費用	保険の対象となる方が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合に、その受託手荷物は紛失したものとみなし、1回の受託手荷物の紛失につき受託手荷物紛失費用保険金額を限度として、空港に到着してから96時間以内に保険の対象となる方が予定していた目的地において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用をお支払いします。	

5. ショッピング保険

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険（株）所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス（P.1に記載）までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合	保険の対象になる方が、本カードにて商品を購入し、購入日よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶発的な事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有している方。
お支払いする保険金	保険の対象になる方1名あたりの年間限度額を上限に、本カードのご利用額（修理が可能な場合は損害品のカードご利用額を限度とした修理金額）から、免責金額3,000円を控除した金額を限度にお支払いします。 注 損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害のみが対象とします。
保険金をお支払いしない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①戦争（宣戦の有無を問わず。）その他の変乱に起因する損害。 ②差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ③補償の対象とする商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の事由によってその部分に生じた損害。 ④補償の対象とする商品のかしに起因する損害。ただし、保険の対象となる方またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑥保険の対象となる方または保険の対象となる方以外の保険金を受け取るべき者（保険金受取人）の故意または重大な過失に起因する損害。ただし、損害が、保険金受取人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、保険金受取人の受け取るべき金額についてのみ適用。 ⑦保険の対象となる方と同一世帯の親族の故意に起因する損害。ただし、保険の対象となる方に保険金を取得させる目的でなかった場合はこの限りでない。 ⑧加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。 ⑨修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑩電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑪詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑫置き忘れ（置き忘れ後の盗難を含む）または紛失に起因する損害。 ⑬地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑭台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑮補償の対象とする商品の液体の流出（香水・化粧品等）。 ⑯補償の対象とする商品の受取前の損害。 など
補償の対象外とする主な商品	①不動産 ②船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます。）、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ③原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物 ⑤動物および植物 ⑥小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類（鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券）ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット ⑦食料品 ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずる物 ⑨ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品 ⑩ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ⑪携帯式電子機器（移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品） など

3 東京海上日動海外総合サポートデスクについて

1. 「東京海上日動海外総合サポートデスク」とは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」は、東京海上日動火災保険株式会社の海外旅行傷害保険に付帯されているサービスであり、本カード会員は海外旅行傷害保険の保険の対象となる方として、このサービスが受けられます。

海外旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルにより、保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任スタッフが各種相談に日本語にて対応いたします。

東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社が24時間年中無休体制で全世界からのお電話を東京で受付しています。（ご連絡先はP.10の一覧表をご参照ください。）

2. 「東京海上日動海外総合サポートデスク」のサービス内容

お客様からのニーズ・トラブルの種類に応じて、各種業者を起用し、次のようなサービスを提供しています。

項目	サービス内容
救急病院の紹介・手配	救急処置ができる病院や医師を紹介いたします。必要に応じ、診察の予約や入院のお手伝いもいたします。
転院の手配	救急病院で適切な治療が受けられない場合は、医療設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院の手配をいたします。
交通機関の手配	緊急移送や転院に必要な交通機関を、病状や交通事情に応じて手配いたします。救急飛行機（医療設備付）・ヘリコプター・救急車・定期便飛行機等の手配もいたします。
付添医師・看護師の手配	緊急移送や転院のために被保険者を移送する時、必要に応じて付添の医師・看護師を手配いたします。
救援者に対する援助	被保険者の救援に向かわれるご家族の航空便等の予約、宿泊ホテルの手配、搜索救助機関の紹介・手配をいたします。（死亡または継続して3日以上入院等一定の条件を満たした場合に限ります。）
医療機関へのキャッシュレス・メディカル・サービスの手配	病院等医療機関への支払保証の交渉をいたします。（カード会員資格確認をする必要があるため、お時間を要する場合がございます。） 原則、出国日が確認できる書類（パスポートコピーや航空券のチケット、E-チケット等）のご送付をお願いしています。ご提供いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。地域・病院によってはキャッシュレス・メディカル・サービスが受けられない場合があります。
その他のサービス	上記の他、盗難事故や賠償事故等についても各種ご相談に応じます。

・ご契約の海外旅行傷害保険でお支払対象にならない場合や戦争等の理由により安全性が確保できない地域、通信・交通手段が確保されていない地域では、サービスの提供をお断りすることがあります。

- ・サービスのご利用の際には、下記のご連絡事項を確認させていただきます。カード会員資格確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了解ください。
- ・カード会員資格の確認が取れない場合や、日本出国日の確認ができる書類をご送付いただけない場合は、サービスのご提供をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・出国日が確認できる書類（パスポートや航空券のチケット、Eチケット等）の写しをお送りいただく場合がございます。

ご連絡事項	①氏名・性別・生年月日 ②本カード会員番号（上6桁・下4桁）・登録住所・登録電話番号 ③緊急事態の詳細・疾病傷害の状況 ④現地連絡先・電話番号 ⑤その他「東京海上日動海外総合サポートデスク」担当者の求める情報
-------	--

3. 東京海上日動海外 総合サポートデスク

24時間

日本語
対応

下表に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております。

■ 北米

滞在地	電話番号
アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571
カナダ	1-800-665-6779
バミューダ諸島	1-800-623-0164
ハワイ	1-800-446-5571
グアム	1-888-841-7905
サイパン	1-866-666-5127

■ 中南米

滞在地	電話番号
チリ	1230-020-2474

■ ヨーロッパ

滞在地	電話番号
アイルランド	1-800-55-8166
イギリス	0800-028-6560
イタリア	800-8-70715
オーストリア	0800-281-284
オランダ	0800-022-5777
ギリシャ	00-800-8113-0008
スイス	0800-55-5692
スウェーデン	020-791-027
スペイン	9009981-64
デンマーク	8001-0516
ドイツ	0800-1-81-1391
ハンガリー	06-800-11886
フィンランド	0800-1-181-33
フランス	0800-909634
ベルギー	0800-1-8115
ポルトガル	800-8-81-127
ルクセンブルク	8002-2863
ロシア	810-800-20041081

■ アジア

滞在地	電話番号
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
イスラエル	1-80-947-8001
インドネシア	001-803-81-0154

滞在地	電話番号
韓国	00798-81-1-0068
シンガポール	800-811-0423
タイ	001-800-811-0215
中国	4001-202989
トルコ	00-800-8191-9166
フィリピン	1-800-1-811-0177
香港	800-96-6933
マカオ	0800-449
台湾	0080-181-2233
マレーシア	1800-80-3072

■ オセアニア

滞在地	電話番号
オーストラリア	1-800-146-401
ニュージーランド	0800-44-8461

■ アフリカ

滞在地	電話番号
南アフリカ共和国	0800-98-3595

電話番号は最新のものを掲載しておりますが、変更する場合がございますので出発前にご確認ください。電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながることが多く見られます。この場合には、以下の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または、P.11に記載の「LINE 無料通話」のいずれかでご連絡ください。

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
 1. 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 2. 現地の市内通話料金
 3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の国／地域から、あるいは上記ダイヤルでつながらない場合は、ダイヤル直通または国際コレクトコールにて

東京海上日動海外総合サポートデスク
(81)-3-6758-2460 へご連絡ください。

4. 『東京海上日動海外総合サポートデスク』 LINE 無料通話*1 のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問合せいただけます。



<https://www.intac-net.co.jp/line/card/>

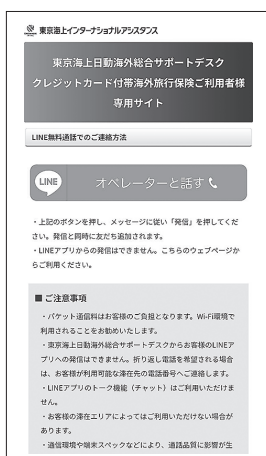
日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、国際ローミング料金が発生することがありますが、LINE 無料通話*1 の場合、Wi-Fi に接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問合せいただけます。

*1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINE が起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

◎LINE 無料通話でのご連絡方法◎

1. 上記二次元バーコードから専用サイト*2 にアクセスします。
2. 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
3. メッセージにしたがい「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクにつながります。

*2 LINE アプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。



※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

※LINE およびLINE ロゴはLINE ヤフー株式会社の登録商標です。

《ご注意点》

- ・パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi 環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINE アプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- ・LINE アプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでLINE アプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問合せは、東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスク（0120-789707）をご利用ください。

5. 国際コレクトコール（料金受信人払い） でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局のオペレーターを呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申込みをしてください。

コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。

現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定した上で

東京海上日動海外総合サポートデスク
(81)-3-6758-2460 へご連絡ください。

4 保険金の請求について

1. 保険金請求に必要な書類

(1) 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・海外渡航便遅延等費用に関する補償／国内渡航便遅延等費用に関する補償

保険金種類 保険金請求書類	国内・海外 共通			海外				国内
	傷害 死亡	後遺 障害	渡航 便遅延	治療 費用	救済 費用	携行 品損害	賠償 責任	入院・ 通院
医師の診断書				◎			○	○
治療費の明細書・領収書				◎			○	
死亡診断書または死体検案書	◎							
事故証明書（公の機関のもの。やむを得ない場合第三者のもの。）	◎	○	◎	○	○	◎	○	○
支出を証明する書類			◎	○	◎			
示談書							◎	
示談金領収書							◎	
損害額を立証する書類							◎	
購入時の領収書			○			◎		
修理見積書または領収書						◎		
損害品の写真						◎		
除籍謄本	◎							
委任状・戸籍謄本	◎							
同意書	○	○		○	○			○
後遺障害診断書		◎						
パスポートコピー（海外旅行の場合）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他の関係書類 （詳しくは保険会社よりご案内させていただきます。）	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。
- ※国内入院・通院保険金については、請求額が30万円以下の場合、医師の診断書の代りに入院・通院状況報告書（東京海上日動所定フォーム）にて代用可能です。海外治療費用についても、請求額が30万円以下の場合、診断書は不要です。（30万円以下のご請求であっても、ご請求内容により診断書のご提出を求める場合がございます。）
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。（ただし、海外旅行傷害保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。）

(2) ショッピング保険

事故の形態	盗難 事故	火災 事故	破損 事故	その他 事故
保険金請求書類				
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明書または盗難届 ^(注1)	◎	◎	(注2)	(注2)
修理見積書または領収書		◎	◎	◎
売上伝票（お客様控）	◎	◎	◎	◎
写真		◎	◎	◎
その他の関係書類 （詳しくは保険会社よりご案内させていただきます。）	○	○	○	○

- (注1) 受理番号をご確認ください。
- (注2) 全損の場合は原則現物をご提示いただきます。
破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく事がございます。
- ※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。

2. 事故時のご連絡先

事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

事故受付先

東京海上日動三菱 UFJカード事故受付デスク

☎ 0120-789707（24時間年中無休）

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。

5 Q & A よくあるご質問にお答えいたします！

Q1 海外旅行だけでなく、海外留学や海外出張の場合でも補償されますか？

海

補償します。

Q2 海外留学などで、旅行期間が90日間を超える場合でも、補償されますか？

海

90日間は補償されますが、91日目からは補償されません。

Q3 訪問予定国では入国時に英文の海外旅行保険加入証明書が必要といわれました。どうしたらよいですか？

海

発行いたします。(発行までに7～10日程度いただきます。)
東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスクへご連絡ください。

東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスク

☎ 0120-789707 受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は休み)

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

Q4 出張のために会社から貸与されたパソコンが破損した場合、保険の対象ですか？

海

業務の目的で借りたものは対象外です。ただし、旅行行程開始前にその旅行のためにご自身が他人から無償で借りたものであれば対象です。

Q5 海外旅行中にスーツケースが破損したのですが、どうすればよいですか？

海

海外旅行傷害保険(携行品損害)の補償の対象となる場合があります。
詳細は、東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスクへご連絡ください。

Q6 虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？

海

歯科疾病(虫歯・歯槽膿漏など)の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療(義歯の修理は対象外)では対象とする場合もあります。

Q7 スキューバダイビング中の傷害事故は保険の対象ですか？

海

約款上に定める危険なスポーツには該当しないため、治療費は対象です。
(危険なスポーツの主な例：ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング)

Q8 レンタカー運転中の傷害事故は保険の対象ですか？

海

本カード会員ご自身の治療費用は対象です。(運転資格を持たない場合や酒気帯び運転などは対象外)
ただし、車および他人の方に与えた損害は対象としません。

海外旅行傷害保険…海
ショッピング保険…S

国内旅行傷害保険…国
国内・海外渡航便遅延保険…渡

Q9 宅配で荷物やお土産品などを送付した場合、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

海 S

別送品の損害は対象としません。

Q10 保険が付帯されているクレジットカードを複数枚所持している場合、各保険から保険金が支払われますか？

海 国 S 渡

傷害死亡・後遺障害保険金については、他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金をお支払いします。その他の保険金については、本カードとの合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

Q11 他に任意の保険契約に加入している場合、各保険から保険金が支払われますか？

海 国 S 渡

傷害死亡・後遺障害保険金は、クレジットカード付帯保険のお支払金額と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額とします。
その他の保険金については、本カードとの合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

Q12 公共交通乗用具に含まれないものを教えてください。

国

レンタカー、ハイヤー、宿泊施設やゴルフ場の送迎バスなどは含まれません。

Q13 国内旅行において、ホテル宿泊中に階段から転落してケガをした場合は、補償されますか？

国

募集型企画旅行参加中の事故であれば対象です。(個人でホテルに宿泊中の事故に対する補償は、火災、破裂、爆発が原因によるケガに限られるため、対象外です。)

Q14 レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか？

S

対象としません。商品を本カードで購入した時のみ保険の対象とします。

Q15 本カードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

S

本カードで購入した商品に対して補償するため、対象とします。